

## 2025年12月17日 反対討論原稿（ふなやま）

日本共産党宮城県会議員団のふなやま由美です。会派を代表し、第132号議案及び第169号議案、第134号議案、第173号議案、第175号議案に反対の立場で討論を行います。

まず、令和7年度宮城県一般会計補正予算について反対の理由を述べます。

議第132号議案には、「みやぎポイントに係る債務負担行為の設定」に係る経費として15億14百万円が計上されています。日本共産党県会議員団は、この間の本会議質問や委員会質疑の中で、取得が任意とされているマイナンバーカードの保有を前提としたデジタル身分証のシステムの改善を求め、改善に取り組まないままにアプリの登録を促す地域ポイント付与に多額の予算をつぎ込むことには反対の立場で臨んできました。

今般、国の「重点支援地方交付金」を財源とする物価高対策に「みやぎポイント」のシステムを活用しようとする市町村も出ています。今朝の地元紙では、仙台市が市民の半数である50万人に「みやぎポイント」を付与する方針について、「不公平で不当」と仙台市民オンブズマンが支出の差し止めを求める住民監査請求を行う方針を固めたことが報じられています。

現状のまま、各市町村事業にまでマイナンバーカードを持たない人は使えないシステムが、拡大されていくことは、矛盾を広げることにしかなりません。

今回提案されている債務負担行為の設定は、みやぎポイントの使用期限について利用者の利便性向上及びさらなる消費喚起などの観点から、付与年度を翌年度末までとし、さらに翌年度の契約見込み額を含めて2か年分の債務負担を設定するものです。さらにこれ以降、毎年度、2か年の債務負担行為を設定し対応していくとされています。システム上の不備をそのままに矛盾が拡大されていくことは認められません。

議第169号議案中、宮城野原広域防災拠点事業についてですが、今回の8億2600万円の補正予算増によって、JR貨物への移転補償費は133億円となり、広域防災拠点の事業費全体では237億円まで膨れ上がりました。

私どもはこの事業について、第1に、予定地近くを長町利府断層が走っており、広域防災拠点として適地とは言えないこと、第2に、事業費の83.6%、353億円がJR貨物への移転補償費で、JR仙台貨物ターミナル駅移転費用を県が肩代わりするものであること、第3に、完成まであと7年もかかり、防災拠点の役割を果たせるのかも疑問であること、第4に、お隣岩手県が4,000万円で整備したのに対し千倍以上の422億円もかけようとしており「最小の経費で最大の効果」を求める地方自治法の精神に反すること等を指摘してまいりました。

今回も同様の理由により賛成できません。

次に予算外議案の反対理由を述べます。

**議第134号議案、宮城県税条例等の一部を改正する条例**は「みやぎ環境税」の適用期間を2030年度まで更に5年間延長する内容を含んでいます。

今回が3度目の期間延長提案となっていますが、導入当初より他県と比べて個人・法人ともに課税額が高いこと、法人にとっては「みやぎ発展税」との二重課税だと指摘されてきました。2024年からは国の森林環境税の徴収も始まり、県民の負担は増しています。

また、今般の改正にあたって実施されたパブリックコメントの中では、環境税の使途事業についての意見として、効率性や公平性を指摘する意見、森林環境税との区別についての意見が目立ちます。また、事業者からは、県のホームページを見ても活用実績と今後のあり方についての記載が非常にわかりにくいとも指摘されています。

そもそも温室効果ガス削減などの取り組みは、炭素税のような排出者・原因者負担の原則に立った税制を検討すべきです。よって、議第134号議案には賛成できません。

**議第173号議案 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**は、人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定を勘案して、知事等の特別職の期末手当割合を改定するために、関係条例について所要の改正を行うものとされています。

引き続く物価高騰のもと、一般職の賃金改定については当然、必要なものですが、知事等特別職の給与については、既に十分な報酬や手当が支払われており、一般職員と同様に考えての引き上げは必要ないと判断いたします。

そもそも、人事院勧告の趣旨に沿って改定の措置に準じる、国の指定職に対する法的根拠はありません。全国的にも各県独自の判断をされている県も少なくありません。よって、特別職の期末手当を引き上げる議第173号議案には反対いたします。

**議第175号議案「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例一部改正条例」**は、今年6月に改定された「教員給与特別措置法」に基づく条例改定で、教職調整額を給与の4%から10%に、毎年1%ずつ6年間かけて引き上げるものです。

教員の長時間労働が社会問題となっていますが、宮城県の教員の超過勤務は上限とされる月45時間を超える教員が約3割に及び、過労死ラインとされる80時間超えの教員が県立高校や中学校で1/4を超えていました。

こうした中で、病気休職者や病気休暇者が高止まりし、病気休職者の65%が精神疾

患という深刻な事態となっています。

本来、民間労働者や知事部局の職員など一般公務員は、時間外・休日勤務に対しては割増賃金が支払われ、違反した使用者には、不払い賃金の支払いのほか、刑事罰が課せられます。よって、使用者側に時間外・休日勤務を管理し減らそうとする切実なインセンティブが働きます。

一方、教員の時間外勤務を労働時間と認めず、残業代を認めないこの条例では、長時間労働を是正しようというインセンティブは働きません。

教職調整額が4%から10%になっても、むしろ引きあがった分だけ働けと、長時間労働が固定化、助長される危惧の声が出されています。

教員の長時間労働を解消し、教員も子どもも安心して伸び伸びと学びあえる教育環境をつくるためには、残業代を認める制度に改定し、教員の基礎定数を増やすことが必要です。よって、議第175号議案は賛成できません。

以上、討論といたします。ご清聴、ありがとうございました。

(2491字)